

条 例

議会の議決を経た「千曲市体育施設条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第23号

千曲市体育施設条例の一部を改正する条例

千曲市体育施設条例（平成15年千曲市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「のうち、別表第4に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）」及び「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条第2項中「指定体育施設」を「体育施設」に改める。

第14条第1項中「指定体育施設」を「体育施設」に改め、同条第2項中「及び第7条」を「、第7条及び第8条」に改め、「、第8条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と」を削る。

第15条及び第16条第1項中「指定体育施設」を「体育施設」に改める。

別表第1中

「

戸倉レストハウス	千曲市大字磯部1406番地1
千曲市サッカー場	千曲市大字磯部1406番地12

」を

「

戸倉レストハウス	千曲市大字磯部1406番地1
----------	----------------

」に改め

る。

別表第2中

「

更埴体育館
勤労者体育センター
東部体育館
桑原体育館
戸倉体育館
戸倉レストハウス
千曲市サッカー場

「

更埴体育館
勤労者体育センター
東部体育館
桑原体育館
戸倉体育館
戸倉レストハウス

」を

」に改める。

別表第3の千曲市サッカー場の表を削る。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の千曲市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の千曲市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

